

浄化槽は年1回の法定検査が必要です

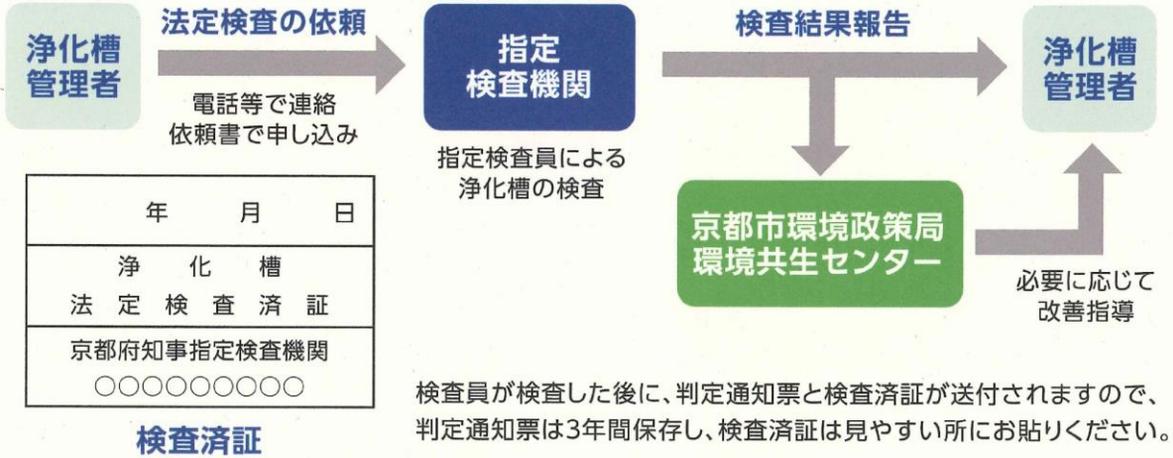


法定検査 (浄化槽法第11条)

毎年1回

浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が十分に発揮されていることを確認します。

法定検査の流れ



指定検査機関

北区・上京区・左京区・中京区・山科区
に浄化槽を設置している方

一般社団法人京都微生物研究所
TEL:075-593-3320
〒607-8326 京都市山科区川田御出町3-4

東山区・下京区・南区・右京区・西京区・伏見区
に浄化槽を設置している方

公益社団法人京都保健衛生協会
TEL:075-681-1727
〒601-8436 京都市南区西九条西柳ノ内町28番地の2

法定検査は、京都府知事が地域ごとに指定した検査機関が行います。
また、検査を行う検査員は必ず身分証を携帯しています。

法定検査にかかる費用 (検査手数料)

浄化槽の規模	20人槽以下	21~100人槽	101~300人槽
法定検査の費用	5,000円	9,200円	18,000円

<浄化槽に関するご相談は>

北部環境共生センター TEL:075-701-9800
南部環境共生センター TEL:075-671-0511
環境保全創造課 TEL:075-222-3955

<管轄>

[北区、上京区、左京区、中京区、右京区]
[東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区]